

米原歴史街道

米原市の歴史・文化財を歩く (167)

近江地域の真綿作り

米原の近代を支えた産業 ①

全国的な特産地

米原市近江地域は、昭和の中頃まで隆盛を極め、全国シェアの約七割、三〇〇トンを生産し、四〇〇軒もの業者があった「近江真綿」の特産地でした。真綿(絹の綿)は保温性に優れ、軽くて暖かく、布団や防寒用肌着に使用されています。本来、布団は真綿で作られていました。しかし、戦国時代に急速に普及し、一六世紀に経済的栽培が始まった木綿(木綿)が主流を占めるようになり、真綿(絹の綿)の絹の割合はパーセントの快適さは、多くの人から好まれ、近江真綿を使った布団が注目されてきました。

近江真綿は、江戸時代中期、諸大名が養蚕を奨励したこともあり、延享年間(一七四四～四八)、岩脇(いそがわ)の山村善蔵(やまむら ぜんぞう)が、東北地方から木綿布の漂白技法を習得して帰り、さらに、多和田・岩脇の住民が信濃地方(長野県)から真綿作りを習い、工夫と苦心の末、これを広めたと言われています。

岩脇に江戸時代中期宝暦二三年(一七六三)の『真綿組合記録』が残されており、これによると、すでに延享年中から組合が結成されており、生産された良質の真綿は、彦根藩主へ御用綿買上げ願いが出さ

れ、彦根藩から「無類飛切御免細工岩脇真綿」の「お墨付き」をもらったと記されています。

真綿製造は、糸つむぎとは大きく異なり、繭(まゆ)をほぐして広げる「まゆむき」が特徴です。繭は、生糸製造に適さない下等なもの(くず繭)を使用したことから、農家の副業として行われてきましたが、明治・大正時代になり生活の変化、交通の発達、とりわけ近江商人の旺盛な各地進出で需要が増え、生産が伸びてきました。しかし大正七年(一九一八)以降、繭価が高騰し、外国産の羊毛や綿糸の輸入が多くなり、生産は下降しますが、同業者組合により乗り切ります。太平洋戦争前および戦中には、防弾チョッキや寒冷地の軍隊の防寒用の軍需品として生産は急速に増加し、一躍、全国的な特産地となりました。そして、昭和一〇年(一九三五)、各字の同業者組合が大同合併し、滋賀県真綿工業組合となり、岩脇の公会堂に作業場と事務所が設けられました。

母の温かさ

真綿製造の工程は、準備、まゆむき、仕上げに分けることができます。その中でも重要なまゆむき作業は、大きなたらい

に水をはり、繭を浮かべて一つずつ中のサナギと脱皮を取り除きます。三、四個ぐらいを水中で薄く引き伸ばし、三〇センチ四方くらいの木枠に均等にかけます。これを順次四枚重ねて一枚の角真綿にします。

この作業は、多くの女性たちの手によって支えられてきました。近江真綿の特徴である柔らかさとあたたかさは、繭から生まれる絹のもつ柔らかさと、まゆむきに精を出す女性の温かさが創り出すのかもしれない。

近江真綿の製造が、多和田・岩脇・飯を中心に盛んに行われてきたことについては、農閑期を利用して副業として生活を支えてきたものが、需要が増え事業化したこと。湖北地方は桑の生育がよく養蚕が盛んで原料繭が得やすく、交通の便も良く原料や製品の運搬にも都合であったこと。製造には大量の水が必要で、天野川水系の石灰岩層から流れ出る水が製品価値を高めるには最適であったことがあげられます。そして、どの家も井戸を掘り、水の確保に多くの投資をしていました。

戦後、化学繊維の急速な進歩と、安価な中国・朝鮮産真綿の進出に押され需要は減退しますが、今でも全国一の生産地の伝統を守り、伝えられています。(生涯学習課)



まわたむき

米原警察署情報 米原警察署 ☎52-0110

指名手配犯人の発見・逮捕にご協力ください!

全国で指名手配されている犯人は約530人です。(8月末時点) 指名手配犯人は、顔や名前を変えて社会に溶け込んで生活していたり、指名手配されていると認識していないなど、さまざまな場合があります。

指名手配犯人によく似た人物や不審な人物の情報があれば、些細な事でも警察に通報してください。捜査活動へのご協力をお願いします。



令和4年市内交通事故数 (9月末時点)

件数 63件 (+28件) 死者 2人(±0人)
傷者 80人 (+40人) ※ ()内は前年比



消費生活相談コーナー

実在する会社を騙った偽サイトに注意!

有名企業の商品をネットで注文し、代金を支払ったのに商品が届かない、偽物が届いたなどのトラブルが増えています。

消費生活相談員より一言

注文を確認する前に、販売サイトのURLが公式のものであるかや事業者名、住所、電話番号などが実在するかを確認しましょう。

また、支払い方法がいくつもあると言いながら、クレジットカード払いしない場合や、販売価格が半額や8割引きなど、相場より極端に安い場合は避けたほうがいいでしょう。



「おかしいな」と思ったら
一人で悩まず、
まずは消費者生活相談窓口へ
ご相談ください。

市 消費生活相談窓口(本庁舎)
相談専用 ☎53-5110
(受付) 平日 9時30分～16時